

燕子ども応援☀️おひさまプロジェクト

～太陽光発電「屋根貸し事業」～



燕子ども応援☀️おひさまプロジェクトとは...

民間の発電事業者が市内の事業所から屋根を貸してもらい、太陽光発電事業を行う「屋根貸し事業」。これにより太陽光発電の普及と同時に、太陽光（おひさま）から生まれる収益を「燕市子ども夢基金」に寄付していただき、子どもたちの健やかな育成に役立てる取り組みです。

事業所の皆さんへ



太陽光発電に使う屋根を貸してください



屋根を貸す事業所の

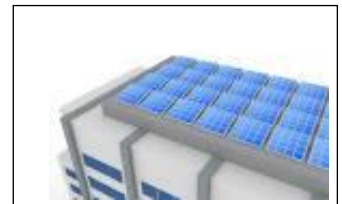
メリット

- 設置費及びメンテナンスの費用負担なく、太陽光発電が設置され、**環境への取り組みをPR**することができます。
- 賃料を得ることができるとともに、**子どもたちの健やかな育成に貢献**できます。
 - ※ 賃料収入の20%以上を「燕市子ども夢基金」に寄付していただきます。
 - ※ 設置された事業所には、「認定証」を差し上げます。

屋根を貸す事業所の

要件

- (1) **20年間**（固定価格買取制度の買取期間）の貸付けが可能であること。
- (2) 建築基準法に基づく新耐震基準（昭和56年）を満たしていること。
- (3) 太陽光発電設備の設置可能**面積が500㎡以上**であること。
- (4) 周囲に障害物がなく、**日照条件が良好**であること。
 - ※ 発電事業者からの企画提案書は、燕市で取りまとめ、情報提供しますので、発電事業者の選定は**皆さまから決めていただきます**。



募集期間：平成24年11月12日(月)～11月26日(月)

留意事項

- (1) 本事業は、市として太陽光発電の普及を図るため、屋根貸し事業者を募り屋根情報を登録・公表するもので、屋根貸し事業者と発電事業者の契約等を保証するものではありません。
- (2) 屋根の貸し出し期間が20年となるため、屋根の維持管理（防水工事等）に係る費用負担等について、発電事業者と十分協議を行ってください。

発電事業者の皆さんへ



公共施設と民間施設の屋根を貸します



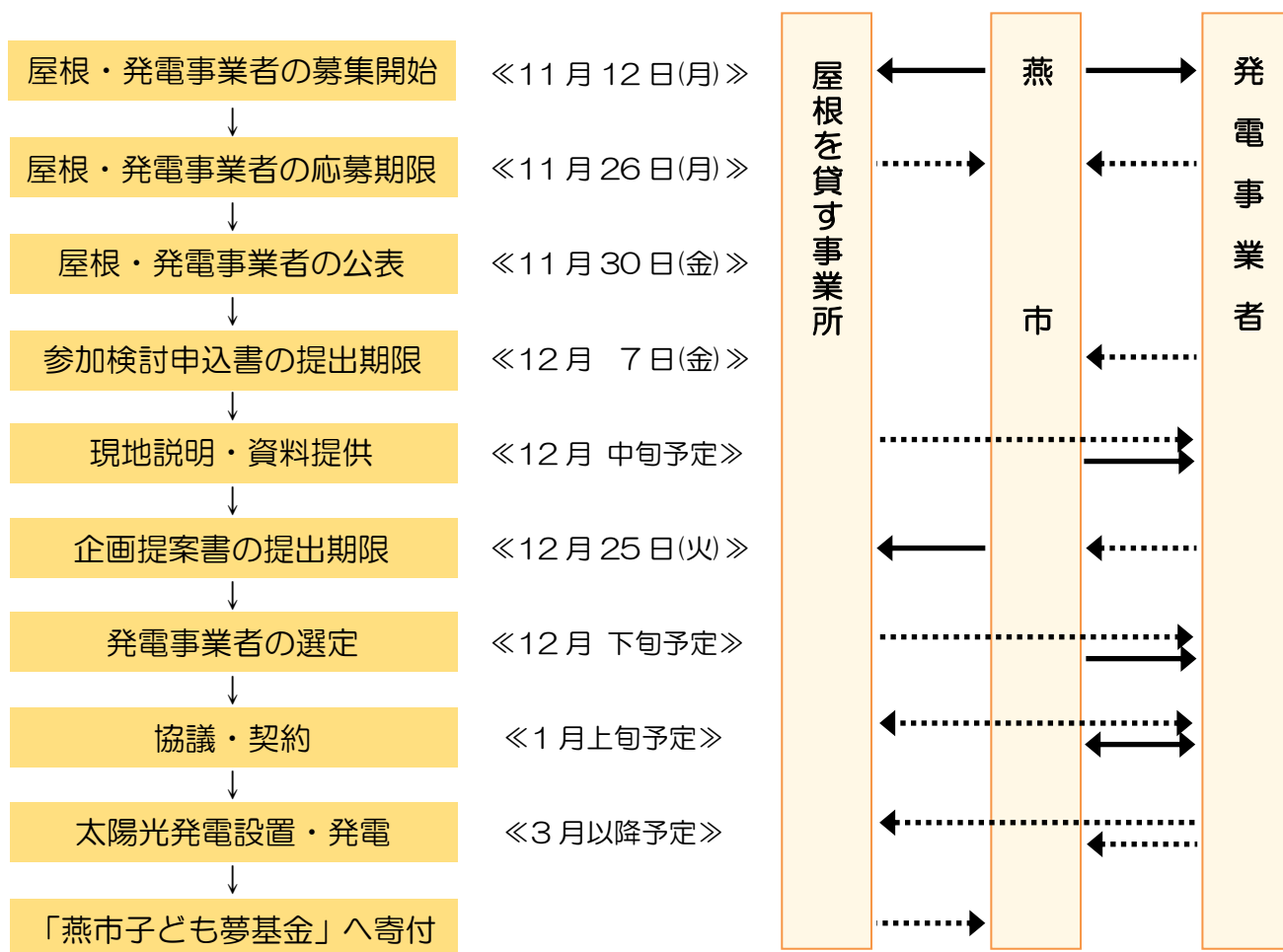
発電事業者の

要件

- (1) 法人格を有し、かつ、国内に本社を有すること。
- (2) 屋根貸し事業を実現することができる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 電力会社に売電する目的で、太陽光発電事業を行う者であること。
- (4) 売電収入の5%以上を賃料として支払うことができる者であること。

募集期間：平成 24 年 11 月 12 日(月)～11 月 26 日(月)

燕子ども応援☀️おひさまプロジェクトのスケジュール



※ 詳細は、燕市ホームページに掲載しています。

≪本事業に関する問い合わせ≫

燕市市民生活部生活環境課環境政策係

電話 0256-63-4131 (内線 253)